

平成 28 年 3 月 8 日

関係者 各位

兵機海運株式会社

AEO通関業者（認定通関業者）認定につきまして

当社は平成 28 年 2 月 29 日、神戸税関長より AEO 通関業者（認定通関業者）の認定を受けました。

AEO 制度とは税関と民間企業との官民一体となったパートナーシップの構築を通じて、国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る制度であり、日本と AEO 制度を有する海外貿易相手国との二国間での相互承認が国際的に進められています。

なかでも AEO 通関業者（認定通関業者）は、貨物のセキュリティー管理とコンプライアンス（法令遵守）の体制が整備された者として、あらかじめ税関長の認定を受けた通関業者です。

ご依頼をいただいた顧客の皆様の入荷物については、貨物の引取り後に納税申告をおこなうことで、輸入貨物の一層の迅速かつ円滑な引取りが可能となる等その利便性が向上できることや、輸出貨物については一定の条件を前提に貨物を保税地域に入れることなく許可を受けることができ、国際物流貨物のリードタイム及びコストの削減等を図ることも可能です。

当社は国際交易の一翼を担う物流企業といたしまして、法令を遵守し、当社営業所がある国際貿易港はもとより、他の国際貿易港においても当社の AEO 管理体制のもと、信頼性の高い輸出入関連業務の適正な実施を心掛け、顧客の皆様にご高品質、高付加価値的な均一の物流サービスを提供いたします。

また、来年（平成 29 年）の関税法改正にともない実施予定である「輸出入申告官署の自由化」「通関営業所新設の AEO 通関業者に限る届出制への移行」等、AEO 通関業者にとってのベネフィット（恩恵）も今後拡大される予定で、当社はそれをビジネスチャンスととらえ、ベネフィットを最大限生かせるよう営業戦略を立ててまいります。

今後とも AEO 制度の趣旨である、「認定後の貨物のセキュリティー管理とコンプライアンス（法令遵守）の体制の維持もしくはレベルの向上」に取り組みつつ、当社にご依頼いただく顧客の皆様にご安心と信頼のサービスをご提供できるよう、全役職員一丸となって努力する所存です。

お問合せ先 TEL:078-940-2366 (AEO 推進室)

以上